



# 品川区一般廃棄物処理基本計画(第四次)



令和5年3月



はじめに

平成 12（2000）年4月の清掃事業移管以降、品川区では地域特性を活かした様々な取り組みを積極的に実施してきました。平成 17（2005）年から区内全域で開始した 23 区初となるごみの各戸収集もその一つで、現在も継続実施しております。

また、平成 20（2008）年からプラスチック製容器包装等の回収、平成 25（2013）年は小型家電の回収を実施し、平成 30（2018）年には「雑がみ回収大作戦」と称し、回収に取り組む集団回収団体へ協力金支給を行いました。そして直近では令和 4（2022）年 10 月、再利用可能な粗大ごみの情報をインターネット上に掲載して、引き取り希望者を募る粗大ごみのリユース事業を開始するなど、3R を着実に浸透させることで、循環型社会の実現に取り組んでおります。

この間、日本・世界を取り巻く環境問題の状況は大きく変化しており、中でもプラスチック削減は大きな課題です。各国の有害廃棄物輸入規制強化等を背景とし、国内ではプラスチックの資源循環促進の必要性がさらに高まりました。国は令和 4（2022）年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行し、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体が、プラスチックの資源循環を促進するという措置です。また、プラスチックに限らず、カーボンニュートラル、SDGs の実現、食品ロス削減など、環境問題は日々目まぐるしく動いております。

こうした状況の変化等に対応するため、今回、品川区一般廃棄物処理基本計画を改定いたします。本計画では基本方針として「1. ごみの発生抑制の推進」「2. リサイクルの推進」「3. 事業系ごみの削減の推進」「4. ごみの適正処理の推進」の4本の柱を掲げております。「ごみ減量・資源増加」に重点を置き、目標達成に向けて着実な推進を図ることで、プラスチック削減をはじめとした資源循環型社会を実現してまいります。

近年、品川区では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を見極め、区内の公衆衛生に影響を及ぼさないよう廃棄物行政を進めてまいりました。今後も同様の不測の事態が発生しても、本計画を元に柔軟に対応するとともに質の高い循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用と廃棄物の適正処理を更に推進します。区民・事業者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたりまして、パブリックコメント等を通じてご意見をいただきました区民の皆様にご礼申し上げます。



品川区長 森澤 恭子

# 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要策定の背景.....        | 1  |
| 1.1 廃棄物・環境を取り巻く動向.....     | 1  |
| 持続可能な開発目標（SDGs）.....       | 1  |
| 1.2 計画の位置付け.....           | 3  |
| 1.3 対象となる廃棄物.....          | 3  |
| 1.4 計画期間.....              | 4  |
| 第2章 現状と課題.....             | 5  |
| 2.1 地域特性.....              | 5  |
| 2.2 資源・ごみの処理フロー／各清掃施設..... | 8  |
| 2.3 資源・ごみ量の推移.....         | 13 |
| 2.4 資源・ごみ量の将来推計.....       | 14 |
| 2.5 前回計画（第三次）の達成度.....     | 15 |
| 2.6 清掃事業に関わるコスト.....       | 16 |
| 2.7 課題.....                | 17 |
| 2.8 コラム.....               | 21 |
| 第3章 ごみ処理基本計画.....          | 25 |
| 3.1 基本理念.....              | 25 |
| 3.2 基本方針.....              | 25 |
| 3.3 施策の体系.....             | 26 |
| 3.4 数値目標.....              | 28 |
| 3.5 目標達成に向けた取り組み.....      | 29 |
| 3.6 進行管理 PDCA サイクル.....    | 70 |
| 第4章 生活排水処理基本計画.....        | 71 |
| 4.1 現状.....                | 71 |
| 4.2 基本計画.....              | 73 |
| 第5章 その他.....               | 74 |
| 5.1 災害廃棄物処理.....           | 74 |
| 資料編.....                   | 75 |
| 資料1 用語集.....               | 75 |
| 資料2 組成調査結果.....            | 79 |

# 第1章 計画の概要策定の背景

## 1.1 廃棄物・環境を取り巻く動向

### (1) 世界の動向

#### <SDGs>

平成27(2015)年に持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連において全会一致で採択されました。天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、持続可能(サステイナブル)な循環型社会や低炭素社会の形成に向けた取り組みが進められています。

**持続可能な開発目標 (SDGs)**

SDGs(エスディーゼズ:Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

ゴール12「持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲット12.3では、「令和12(2030)年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させる」、また、ターゲット12.5では、「令和12(2030)年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」、さらに、ゴール14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」のターゲット14.1では、「令和7(2025)年までに、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」としています。

#### <プラスチック輸出入の規制強化>

日本をはじめ先進国で発生した廃プラスチックの一部は資源物として国外へ輸出されていました。これらの多くを輸入していた中国が、国内環境保全の観点から、平成30(2018)年より使用済み廃プラスチックの輸入規制を強化しました。これにより行き場を失った廃プラスチックは東南アジアへと向かいましたが、他国でも次々と輸入基準が厳格化されました。

令和元(2019)年に開催された第14回バーゼル条約締約国会議(COP14)において、リサイクルに適したきれいなプラスチックごみの範囲をより明確にした条約附属書改正が決議され、プラスチック廃棄物の輸出入規制が強化されました。

### <気候変動問題>

平成27（2015）年12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、令和2年（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をするなどのパリ協定が採択されました。

## （2）国の動向

### <循環型社会の構築>

平成30（2018）年6月に循環型社会の形成に向けて、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の推進と環境再生④災害廃棄物処理体制の構築など、その実現に向けて概ね令和7（2025）年までに国が講ずべき施策を示しています。

### <食品ロス削減推進法>

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元（2019）年10月に施行されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

### <プラスチック資源循環促進法>

令和3（2021）年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が公布され、令和4（2022）年4月1日から施行されました。この法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じようとするものです。

## （3）東京都の動向

東京都は、令和元（2019）年12月に、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取り組み、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取り組み内容等を記した「東京都気候変動適応方針」、「プラスチック削減プログラム」、「ZEV普及プログラム」を策定しました。

令和3（2021）年9月には都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」を策定しました。この計画において、資源ロスのさらなる削減、廃棄物の循環利用のさらなる促進、廃棄物処理システムのさらなる強化などを主要な施策としています。

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って品川区のごみ・生活排水処理の推進を図るものであり、上位計画である品川区基本構想・品川区長期基本計画、品川区環境基本計画で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものです。

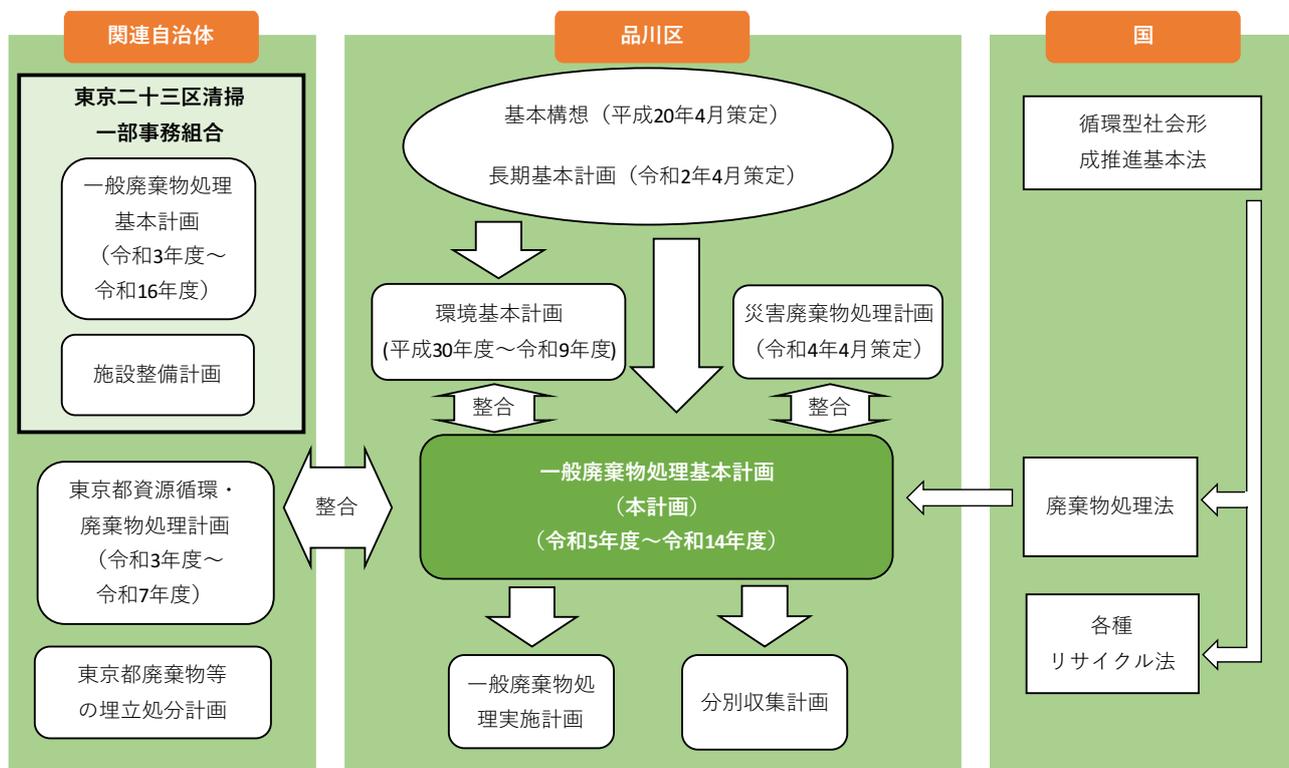


図1-1 計画の位置付け

## 1.3 対象となる廃棄物

対象とする廃棄物は、区内で発生する「一般廃棄物」と「あわせ産廃」とします。

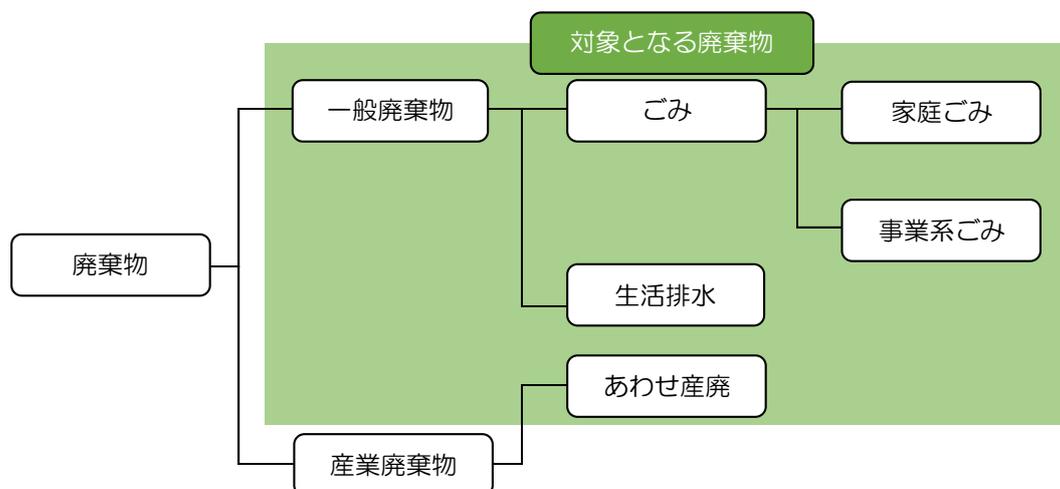


図1-2 対象となる廃棄物

## 1.4 計画期間

令和5（2023）年度を計画初年度とし、令和14（2032）年度を計画目標年度とする10年間の計画とします。

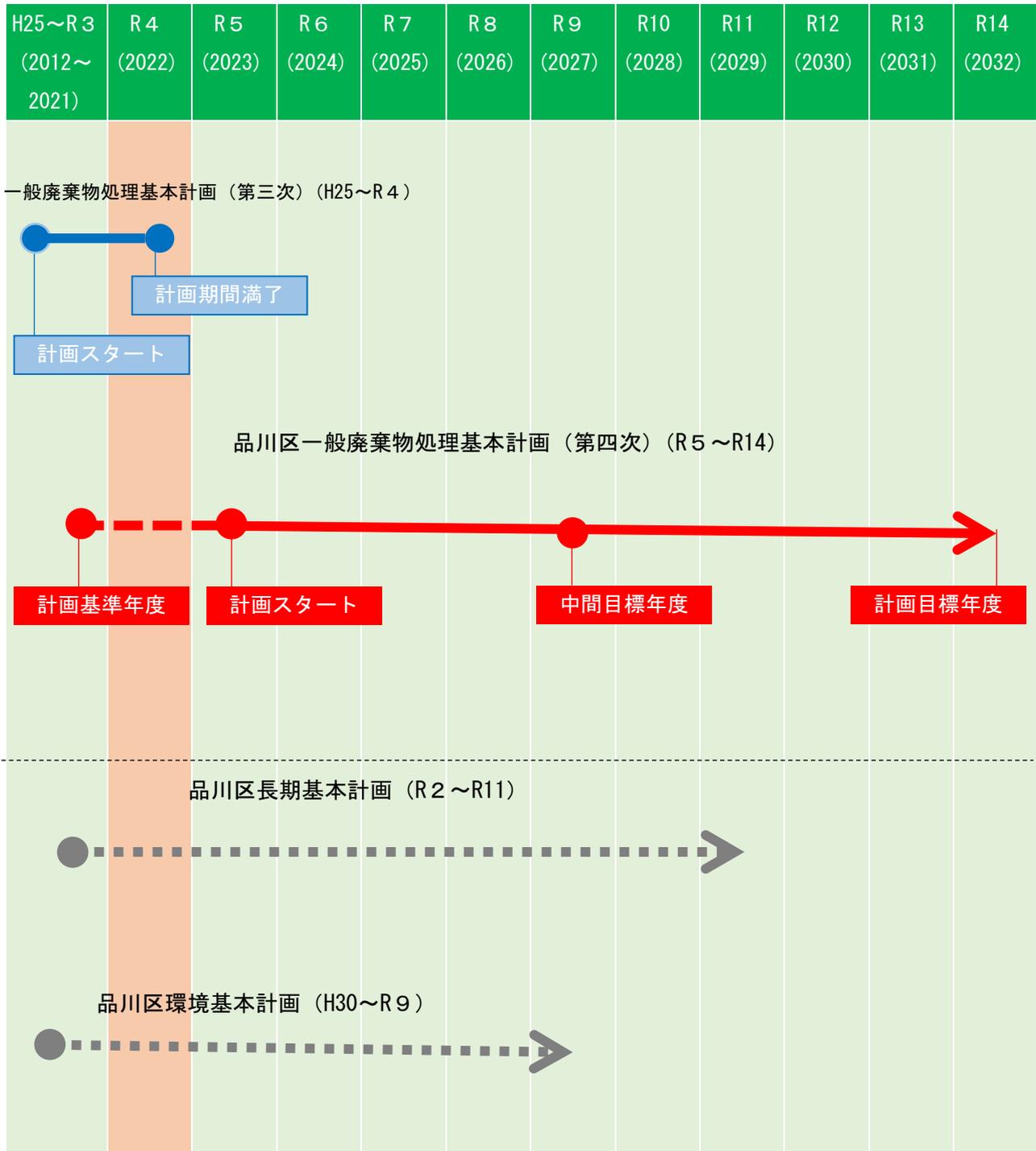


図1-3 計画期間および目標年度